

RISK MANAGEMENT STUDIES

危機管理学研究

創刊号

インターネット上における青少年保護に関する制度の動向

日本大学危機管理学部 教授 小向 太郎

2017年3月

日本大学危機管理学部

危機管理学研究所

インターネット上における青少年保護に関する制度の動向

日本大学危機管理学部 教授 小向 太郎

- I インターネットと青少年保護
- II EUの動向
- III 米国の動向
- IV まとめにかえて

I インターネットと青少年保護

1 インターネットの普及と青少年保護

インターネットの普及は、社会のさまざまな分野に影響を与えている。ネットワーク上で青少年が危険にさらされるのではないかという懸念も、インターネットが一般に利用されるようになった比較的早い段階から指摘されてきた。

インターネット上で発信される多様な情報の中には、一般に青少年にとって好ましくないとされる情報も大量に存在する。また、青少年についてはプライバシーや個人情報の保護に特別な配慮が必要ではないかという意見もある。個人情報保護のルールで重要な要素の一つに、本人の意思反映がある。個人情報を収集したり、利用したり、第三者に提供する際には、本人の同意を得ることが望ましいと考えられている。しかし、青少年に関しては、本人の同意だけで本人の権利を保護するのに十分であるかどうかは議論がありうる。例えば、民法上の法律行為は、未成年の意思表示だけでは、法律行為が完結しないのが原則になっている¹。

さらに、最近ではインターネット上で発信された情報が、かなりの年月を経ても検索・閲覧可能な場合が多い。このような過去の情報について、一定の場合に消去可能にすることが必要ではないかという、いわゆる「忘れられる権利」に関する議論がなされている。青少年との関係で言えば、自分が年少のときに自分や自分に親しいものが発信した情報が、後に公開を欲しない情報になるということは、十分に考えられる。

本稿では、インターネットの普及によって懸念が高まっている青少年保護の問題に関して、わが国とEUおよび米国の動向を概観することで、わが国における制度整備の課題について考察したい²。

2 個人情報保護法と青少年

わが国では、2003年に個人情報保護法が成立しており、同法によって個人情報取扱者に対する規制が定められている。そして、個人情報保護法は、成立後の環境変化に対応する

ために、2013年から改正が検討され、2015年3月には個人情報保護法等の改正法案が国会に提出され、2015年9月3日に成立している。

今回の改正で「要配慮個人情報」に関する規定が新たに設けられ、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報（第2条第3項）」の取得および第三者提供には、法令に基づく場合等の正当な理由がある場合を除いて本人の同意が必要であるとされている。しかし、青少年の個人情報に関しては、特に配慮を求める規定はなく、現在のところ、一般の個人情報と同様の扱いとなっている。

なお、個人情報保護法が要求する義務の内容を明確にし、分野に特有の注意等を喚起するために、各省庁がガイドラインを策定している。例えば、電気通信分野³や医療分野⁴では、利用目的の限定や本人の同意に関して、より高いレベルの配慮を求める指針が示されている。しかし、例えば、青少年の個人情報が対象となることが多いと考えられる文部科学省のガイドライン⁵においても、青少年の個人情報に特に必要な配慮について明確には言及がされていない。

一方で、最近では、後述のようにEUを中心として「忘れられる権利」が議論されている。このような動きを受けて、自分に関する過去の情報の削除を求める訴訟が、特に検索エンジンが提示する検索結果の削除の是非を中心に、わが国でも注目を集めている⁶。ただし、現在のところ、過去の前科や犯罪報道などに関わる情報が問題となっている場合がほとんどであり、青少年に関して特に配慮を求めるべきかどうかについては、議論の中心にはなっていない状況である。

3 違法有害情報対策

わが国では、従来から有害図書等に対する規制が条例レベルで行われてきた。有害図書規制が主に対象としていたのは、性的な表現や残虐な表現など、青少年がそれに触れることで精神の健全な成長に悪影響を受けると考えられていたものである。しかし、インターネット上での違法有害情報の議論においては、これにとどまらず、インターネット上の情報がリアルな世界の犯罪と結びつく場合も含めて議論が行われている⁷。

1999年にモバイル・インターネットのサービス提供が開始され、携帯電話がインターネットに接続するようになるとともに、急速に青少年にも普及するようになった。携帯電話による情報へのアクセスは大人が目が届きにくいため、知らないうちに青少年が悪影響を受けるのではないかという不安が高まっていた。青少年が有害な携帯サイトにアクセスしないようにする手段を確保することが望ましいという観点から、総務大臣が2007年12月以降数回にわたって、携帯電話事業者に対してフィルタリングサービスの導入・高度化を要請している。さらに、法律を制定して有害情報から青少年を保護するべきであるという議論を受けて、2008年6月11日に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用でき

るようにする環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が成立している。青少年インターネット環境整備法では、「青少年の健全な成長を著しく阻害する」青少年有害情報として、犯罪や自殺につながる情報、著しく性欲を興奮・刺激する情報、著しく残虐な内容の情報と例示し、こうした情報に青少年が接しないようにする事業者の自主的な取り組みを促す内容となっている。携帯電話事業者、ISP、機器製造事業者には、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供することが義務付けられており、特に携帯電話事業者には、保護者から反対の意思表示がない限りフィルタリングを提供することが求められている。この他、フィルタリングソフトウェア開発事業者や特定サーバ管理者（公衆向け情報発信が行われているサーバの管理者）にも、一定の努力義務が課せられている。

青少年インターネット環境整備法が有害情報として例示する「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報」には、コミュニティサイト等で成人が犯罪目的で青少年を誘引するために発信する情報も含まれると考えられている。

従来は、青少年有害情報とは、青少年が悪影響を受ける可能性があるがその情報自体を違法とすることまでは社会的に望まれていない情報であると考えられてきた。しかし、現在ではむしろ、青少年をターゲットとする犯罪者からのアプローチの問題が、青少年保護に関する議論のかなりの割合を占めるようになってきている。これは、従来考えられていたような青少年が情報から悪影響を受けるという問題ではなく、むしろ成人の犯罪者による犯罪の予備的行為に対してどのような対策をするべきかという問題である。

なお、青少年に対する性的なアプローチに関する規制としては、いわゆる出会い系サイトについて、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が2003年6月に成立しており、2008年に規制を強化する改正がなされている。児童をサイト等に誘引する行為を禁止し、事業者に対して、届出、利用者が児童でないことの確認、禁止誘引行為に係る書き込みの削除等の義務が課せられている。また、児童買春⁸や児童ポルノ⁹に関しては、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春児童ポルノ禁止法）」が1999年5月に成立しており、ともに処罰の対象となっている。

II EUの動向

1 EU一般データ保護規則と青少年

前章でみたようにわが国の個人情報保護法においては、青少年の個人情報に関しては特別な配慮を求める規定が定められていない。これに対してEUでは、青少年の個人情報について特別な保護を導入することになっている。

1995年に採択された「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の指令（EU個人データ保護指令）」¹⁰に基づいて個人情報保護

に関する制度が各構成国で整備されている。2012年1月には、EU域内の個人情報保護をさらに確実なものとするために、「個人データの取扱いに係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する欧州議会及び理事会の規則案（GDPR）」¹¹が提案され、2016年5月に発効し、2018年5月に施行される予定である¹²。構成国に立法を求めるものであった「指令」から、直接適用される「規則」に変更するとともに、環境の変化に対応するための数多くの保護規定が定められている。個人データ（personal data）の処理に本人の同意を求めるといった基本的な枠組みは、EU個人データ保護指令でも既に採用されているが、GDPRでは、有効な同意とみなされるための要件が明確化されるなど、さらに本人によるコントロールが重視されている。

EU個人データ保護指令には、特に青少年の個人情報について厳格な保護を求める規定は置かれていなかった。しかし、青少年の個人情報についての危険性を認識したうえで、青少年については特段の配慮が必要であるという指摘もあった¹³

そこで、GDPRは第8条に「情報社会サービスに関する児童の同意に適用される条件」という規定を設けて、情報化社会のサービスを児童に直接提供する場合には、13歳未満の児童の個人データの処理は、その児童の親または後見人が同意または許可した場合に限り合法であるとしている（第8条）。これは、児童は、個人情報の利用によってどのようなリスクがあるのか、それがどのような結果をもたらすか、どのような保護が受けられるかといったことを理解することが難しかったり、個人情報に関する自身の権利に対する意識が低かったりする場合があるため、自身の個人情報に関して特別な保護を受ける必要があるという趣旨で導入されたものである。また、このような特別な保護は、マーケティングや、個人登録やプロフィールの形成、児童に対して直接提供されるサービスを児童が利用する際に収集される個人情報において、特に有効であるという考えが示されている（前文（38））。

2 「忘れられる権利」と青少年

欧州委員会がGDPRの初期提案を2012年1月に公表した際に、第17条に、「忘れられる権利及び消去権」という規定が置かれており、データ管理者に自分に関するデータの削除や拡散停止を求めたり、第三者にデータのリンクやコピー等を削除させたりすることが規定されていた。このような規制が実際にどのような効果と実効性を持つのかということは、専門家の間では当初から議論になっていた。

2014年5月にEU司法裁判所は、自分の過去の望ましくない情報が検索結果として表示されるとして、検索サービス提供事業者に対して検索結果の削除を求めて提起された事案について、現行のEU個人データ保護指令のもとでも、一定の場合には検索リストから自己に関する過去の情報の削除を求めることができるとする判断を示した¹⁴。これが「忘れられる権利」を認めたものとして注目を集め、どのような範囲で削除の請求が認められるべきかが議論されている。わが国でも検索サービス提供事業者の検索結果について削除を命じている例がある。

GDPR の第 17 条は、最終的に次のような内容となっており、児童の個人データに関しては消去権を行使できることが特に明記されている。

第 17 条「消去権（「忘れられる権利」）」

1. データ主体には、以下のいずれかに該当する場合、個人データについて、その人物に関連する個人データの削除とそのデータの頒布の中止を管理者に遅滞なく実行させる権利があり、管理者は遅滞なく個人データを消去する義務を負う。

(a) 当該データを収集および処理した目的において、そのデータがもはや必要ではない場合。

(b) 第 6 条 (1)(a) または第 9 条 (2)(a) によりその処理の根拠となる同意をデータ主体が取り下げた場合で、そのデータの処理について法的な根拠が他に無い場合。

(c) 第 19 条 (1) の規定に従ってデータ主体が個人データの処理に異議を唱えており処理に法的な根拠がない場合、またはデータ主体が第 19 条 (2) の規定に従って処理に異議を唱えた場合。

(d) 個人データが違法に処理されていた場合

(e) EU 法または加盟国法によって管理者に課される法律上の個人データ保持義務を遵守するために当該データを消去する必要がある場合

(f) 当該データが第 8 条 (1) で言及されている情報化社会のサービスの提供（訳注：児童の個人データの処理）に関連して収集されたものであるとき

このような規定が置かれた理由は、特に情報主体が児童の場合に、その処理がどのような危険をもたらすかを認識せずに同意をしまい、後にそのような個人情報の削除を望むということが、特にインターネットにおいては十分に考えられるからであるとされている（前文（65））。

3 違法有害情報対策

前章で述べた通り、わが国における青少年違法有害情報対策においては、青少年を対象とした犯罪につながる情報発信を抑制することが重視されている。欧州諸国においても、捜査機関による青少年を対象とした性犯罪者等の強化が行われており、例えば SNS 事業者の自主規制に期待する議論もされている。

欧州評議会（Council of Europe）では、「児童の性的被害防止条約」が 2010 年 7 月に発効している¹⁵。この条約では、締約国に対して、青少年を性的な目的で誘引する行為等について処罰規定を整備することなどが求められている。

なお、経済協力開発機構（OECD：Organization for Economic Co-operation and Development）の情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICC P：Committee for Information, Computer and Communications Policy）では、情報セキュリティとプライバシーに関する作業部会（WP ISP：Working Party on Information Security and Privacy）

を設定して、インターネット上の青少年保護について検討が行われている。2011年に「ネット上の青少年保護 直面する危険と保護政策の在り方¹⁶」というレポートを公表している。OECDのレポートでは、青少年がオンラインで直面するリスクを次のように分類している。

- ・インターネット技術リスク：コンテンツ・リスク、コンタクト・リスク
- ・消費者関連リスク：オンライン・マーケティング、浪費、詐欺的行為
- ・プライバシー・セキュリティ・リスク：情報プライバシー、情報セキュリティ

この分類においては、青少年が犯罪等のターゲットになる危険はコンタクト・リスクに該当し、コンタクト・リスクに対応するための立法として、特に、サイト運営者に法的なモニタリング義務がスウェーデン等の数カ国で導入されていることや、わが国の出会い系サイト規制法が年齢確認を義務付けていることが紹介されている。しかし、多くの国では事業者には義務を課すよりは、事業者による自主的取組を促す政策がとられているという認識が示されている。

また、このレポートでは、青少年保護のための政策はまだ初期段階にあるとして、多岐にわたる複雑なこの問題について全体の整合性を調整すること、実証的な政策決定（evidence-based policy-making approach）を採用すること、各国の規制枠組みを有効性と実効性を高めるために国際的な協力をすすめること、が特に重要であると指摘している。

Ⅲ 米国の動向

1 消費者プライバシーと COPPA

ここまで述べたことから、わが国の個人情報保護法が青少年の個人情報に対して特別な配慮を求めているのに対して、EUでは青少年保護のための新たな規制が導入されつつあることがわかる。このような青少年の個人情報保護に関する議論は、米国においても活発に行われている。

米国では従来、個人情報の利用について基本的にビジネスの自由を重視し自主規制を尊重する立場を取るといわれてきたが、近年では、特に消費者プライバシーに関して、積極的な政策提言や法執行が行われている。

米国において消費者プライバシー保護を所掌する連邦取引委員会（FTC: Federal Trade Commission）は、同年3月に「急変する時代の消費者プライバシー保護¹⁷」という報告書を取りまとめている。この報告書では、消費者が自分のデータに関する決定を行うような状況では選択の機会が与えられるべきであり、(1) データが収集される際に示された方法と大きく異なる方法で利用される場合と (2) ある目的のためにセンシティブ情報を収集する場合には、積極的な同意の表明を得るべきである」としている。そして、「児童に関するデータ、金融情報と健康情報、社会保障番号、および一定の位置情報は、少なくともも

センシティブ・データ」として扱うという考えが示されており（47頁、注214）、児童に関するデータを収集する際には、積極的な同意の表明が望ましいとされている。

また、児童のプライバシーに関しては、1998年児童オンライン・プライバシー保護法（Children's Online Privacy Protection Act of 1998、COPPA）に基づく執行権限をFTCが担っている。COPPAは、13歳未満の児童向けのWebサイトやオンライン・サービスの管理者と、13歳未満の児童から個人情報を収集していることを現実に認識しているWebサイトやオンライン・サービスの管理者に対して、児童の個人情報を収集、利用、開示する際に、Webサイト上での通知を行い、親から検証可能な同意（verifiable parental consent）を得ることを義務付けている。また、親による児童の情報へのアクセス権と、以後の利用を拒否する機会等が認められている。FTCは、この法律を実施するための児童オンライン・プライバシー規則（Children's Online Privacy Protection Rule）の策定権限があり、2000年4月21日に規則を施行している。2012年12月19日には、この規則をよりネットワークの発展に即した内容に改正しており、例えば「児童を対象としたアプリとWebサイトのプラグインによって、第三者が保護者の同意なしに児童の情報を収集できるようにすることの禁止」や「対象となるWebサイト運営者やオンライン・サービス提供者に対して児童の個人情報が安全に秘匿できる能力がある企業にのみ提供されるように合理的な手順を踏むことの要請」を盛り込むなど、かなり踏み込んだ指針を示している¹⁸。

2 「忘れられる権利」と「消しゴム法」

米国では、わが国やEUよりも早く、検索サービス事業者に対して検索結果等の削除を求め訴訟が提起されている。しかし、米国では、名誉毀損やプライバシー侵害を根拠として検索結果の削除を求めた訴訟が提起された場合には、検索サービス提供事業者が、1996年に制定された通信品位法上の「双方向コンピュータサービス」に該当するため、広く免責が認められており、名誉毀損・プライバシー侵害等に当たる情報の存在を提供事業者が認識していても免責される傾向にある¹⁹。

一方で、青少年がSNS等で発信した情報について、本人が後から削除等を請求できるようにすべきではないかという意見はあり、カリフォルニア州では2013年9月に通称「消しゴム法」と呼ばれる州法が成立している（2013年9月23日成立、2015年1月1日施行²⁰）。

この法律は、2015年1月1日以降、サイト等（インターネット・ウェブ・サイト、オンライン・サービス、オンライン・アプリケーション、モバイル・アプリケーション）の運営者に対して、当該運営者のサービス等にユーザとして登録している州内に居住する18歳未満の者が、当該運営者のサイトやサービスやアプリケーションに投稿したコンテンツや情報を、直接消去するか、または消去を要請することによって消去することを可能とするよう求めている。そして、運営者は対象者に対して、消去を求めることができることを、明確かつ具体的に通知しなければならない。ただし、第三者によって投稿されている場合、

州法や連邦法の他の条項が運営者や第三者に当該コンテンツや情報を維持するよう求めている場合、運営者が当該コンテンツや情報を匿名化している場合等は、これらの対象から除外されている²¹。

3 違法有害情報対策

米国はインターネット発祥の地であり、わが国や EU と比べても早い段階でインターネット上の青少年保護に関する制度整備が具体的に議論されている。

1996 年通信品位法²²は、一般に禁止されているわいせつな情報だけでなく、「下品な (indecent)」または「明らかに不快な (patently offensive)」情報についても、18 才未満の者が受信することを知らながら送信した者に対して刑罰を科していた。しかし、この規定は表現の自由の不当な制約であるとして訴訟が提起され、連邦最高裁の違憲判決が下されている²³。その後 1997 年に、未成年者に対する有害な情報発信を商業目的に限定して規制する児童オンライン保護法²⁴が制定されたが、これも合憲性が裁判で争われ違憲とされている²⁵。また、2000 年には公立図書館が連邦政府の補助金を受ける条件としてフィルタリング・ソフトのインストールを課す児童インターネット保護法²⁶が制定されているが、これに対しては合憲性を認める判断がなされている²⁷。

児童に対する性犯罪者のアプローチを抑止する制度としては、児童を性的な対象として誘引する行為そのものが犯罪行為として規定されている。1998 年に制定されている対性犯罪者児童保護法²⁸では、児童に性犯罪目的で近づく行為等を禁止し、児童に対する性犯罪に対する取締りや罰則を強化しており、FBI 等ではおとり捜査も行われている²⁹。さらに、2008 年には、われらが児童保護法 (the PROTECT Our Children Act³⁰) によって、国家戦略の策定やデータベース等の技術的対応、罰則の強化、ISP の協力義務等が定められ、性犯罪者から児童を保護する政策が一層強化されている。

われらが児童保護法では、当局に対して 2 年毎に国家戦略を策定・公表することを求めており、米国司法省はこれを受けて 2011 年から国家戦略を公表している。2016 年 4 月に公表された国家戦略³¹では、捜査と執行、拡大と啓発、被害者のフォロー、政策・立法の推進の、4 つのエリアについて、今後の具体的な目標を示している。特に、捜査と執行に関しては、「新たな技術への対応：司法省とその協働機関は、執行機関が技術的困難に直面している場合には、斬新な操作手法を編み出してモデルとして示すことに取り組む」という項目を挙げられており、技術の進展によって対象とする犯罪の内容や捜査の障害の変化を意識していることが伺える。

IV まとめにかえて

以上見てきたように、青少年の個人情報に関しては、EU でも米国でも特別な配慮が法制度上なされている。また、特に米国においては、青少年に対する性犯罪の問題は、一貫

して犯罪者の取締強化をどのように行うべきかという点から議論されている。保護者や青少年に対する啓発も犯罪防止の一環として重要視されているが、国家戦略の中心は犯罪者が行う「児童への搾取との戦い (to Combat Child Exploitation)」である。

これに対してわが国では、青少年の個人情報保護のための制度は整備されておらず、青少年を性的な目的でアプローチする行為の誘引段階での処罰は、出会い系サイト上での行為等に限られている。そして、青少年が犯罪被害に遭遇する潜在的な危険に関しては、青少年を対象とした犯罪を企図するものが青少年にアプローチするために発信する情報を抑制しようとする政策が取られている。特にインターネット上でのプラットフォームである SNS 等の事業者に対して、自主的な取り組みを努力義務として求めるという制度枠組みを採用している。

わが国において、インターネットを介した青少年を対象とする性犯罪について、犯罪取り締まりの制度的強化が必ずしも焦点となっていない背景には、実際に被害が発生した犯罪については取締りがある程度効果的に行われていること、先進国のなかでも犯罪の発生率が低いこと、青少年の行方不明者数等が米国と比較して少ないこと等があると考えられる³²。社会全体としても治安の悪化が取りざたされることがあるが、統計上は犯罪の発生等に必ずしも増加していない³³。確かに、青少年によるコミュニティサイトの利用が増え、それを契機とした犯罪被害の認知件数は増加している。しかし、青少年の性犯罪被害全体に目を向けると、児童買春児童ポルノ禁止法、児童福祉法、青少年保護育成条例等に違反する福祉犯の被害は、2000年の8,291人から2015年の6,235人まで大きな変動がなく、青少年のモバイル・インターネット利用が急増したこの15年で、総数に大きな増加が見られない³⁴。全体としてみると、犯罪被害の面で依然として安全な国であるといえる。

わが国では、青少年に対する成人の性的目的によるアプローチも、青少年に悪影響を与える情報として議論している。そのため、これらの情報を青少年からどのようにして遠ざけるかということに議論がフォーカスされている面がある。関連事業者に対して対応を義務付ける議論が活発なのは、情報抑制が主要な対策手段として認識されているからである。

青少年への性犯罪目的での情報発信が問題となるのは、それによって青少年を対象とした犯罪の実現につながるからである。その目的は、こうした犯罪を防ぐことであり、情報発信の抑止自体が本来の目的ではない。確かに、青少年への誘引行為を処罰の対象とすることは、過剰な規制になる危険があり冤罪の危険も否定できない。社会環境によってもこのような規制の必要性は変わってくるため、広範に処罰の対象とすることについては慎重になるべきであろう。しかし、インターネットによるボーダーレス化の進展によって、わが国でも青少年がインターネット上でさらされる危険に対して、最低限の安全策は整備しておく必要がある。

特に、わが国では、青少年の個人情報をインターネット上で収集する行為について、個人情報保護制度上は特段の制約が設けられていない。青少年が不用意に自らの情報を提供してしまうことは、その後の人生において本人の意にそぐわない思いがけない不利益をも

たらず可能性があり、性犯罪をはじめとする様々な犯罪のターゲットとなる危険を惹起させる危険がある。そして、このような危険は、今後国内に閉じたものであるとは限らない。

本稿で見てきたように、米国ではこの分野について早くから立法的な手当が試みられており、欧州においても同様の制度が導入されることになっている。

青少年保護の観点からは、わが国においても、このようアプローチを検討することが重要であろう。青少年に安全な環境を提供するためには、情報発信の抑制だけを考えるのではなく、個人情報保護や一般的な犯罪対策の問題として、より議論されるべきである。

謝辞

本研究の一部は、科学研究費補助金・研究活動スタート支援（課題番号：16H07246）による研究費を得て実施した。

¹ 民法第5条第1項「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない」同第2項「前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる」。

² こうした議論においては、児童、青少年、未成年、少年、といった用語が使われるが、わが国の制度においては、基本的に、児童と青少年は18歳未満の者、未成年と少年は20歳未満の者を指している。また、海外の議論において、例えば英語のchildやminorと言った用語は、「子ども」「児童」「未成年」等と訳されることが多い。それぞれがどのような年齢の者を指すかは、法令によって異なる。本稿においては、これらを含む用語として基本的に「青少年」を使用し、childおよびminorの訳語としては「児童」を使用することとする。

³ 総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号。最終改正平成27年総務省告示第216号）」。

⁴ 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通知、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正）」。

⁵ 文部科学省「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成27年8月31日文部科学省告示第132号）」。

⁶ 奥田嘉道編著（2015年）『ネット社会と忘れられる権利』現代人文社、神田知宏（2015年）『ネット検索が怖い「忘れられる権利」の現状と活用』ポプラ新書等。

⁷ 小向太郎（2015年）『情報法入門（第3版）デジタル・ネットワークの法律』NTT出版123-127頁。

⁸ 「児童買春」とは、児童またはその斡旋者や保護者に対して対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせること）をすること（第2条第2項）と定義されている。

⁹ 「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、「児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態」「他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、

性欲を興奮させ又は刺激するもの」にあたる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの（第2条第3項）と定義されている。

¹⁰ 95/46/EC of 24 October 1995 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data.

¹¹ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC.

¹² GDPR に関する議論については、石井夏生利（2014年）『個人情報保護法の現在と未来』勁草書房等を参照。

¹³ U.K. Information Commissioner's Office: Personal information online code of practice, May 2011. http://www.ico.gov.uk/for_organisations/guidance_index/~/_media/documents/library/Data_Protection/Detailed_specialist_guides/personal_information_online_cop.ashx/. (2016年10月31日アクセス)。

¹⁴ Court of Justice of the European Union "An internet search engine operator is responsible for the processing that it carries out of personal data which appear on web pages published by third parties" PRESS RELEASE No 70/14 (2014).

¹⁵ Council of Europe Convention on the Protection of Children against Sexual Exploitation and Sexual Abuse, Lanzarote, 25.X.2007.

¹⁶ OECD: The Protection of Children Online: Risks Faced by Children Online and Policies to Protect Them, OECD Digital Economy Papers, No. 179 (2011). <http://dx.doi.org/10.1787/5kgcjjf71pl28-en/>. (2016年10月31日アクセス)。

¹⁷ FTC, Protecting Consumer Privacy in an Era of Rapid Change (2012)

¹⁸ 小向太郎（2015年）「米国 FTC の消費者プライバシーに関する法執行の動向」堀部政男編『情報通信法制の論点分析』商事法務 151-162 頁。

¹⁹ 小向太郎「『忘れられる権利』と米国通信品位法」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤（EIP）2011-EIP-69, 2015-09-11。

²⁰ Senate Bill No. 568, CHAPTER 336, 22581.

²¹ Senate Bill No. 568, CHAPTER 336, LEGISLATIVE COUNSEL'S DIGEST, http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201320140SB568. (2016年10月31日アクセス)。

²² Communications Decency Act of 1996, 18 U.S.C. § § 1462, 1465, 2422.

²³ Reno v. American Civil Liberties Union, 521 U.S. 844 (1997).

²⁴ Child Online Protection Act of 1998, 47 U.S.C. § § 230-231.

²⁵ ACLU v. Mukasey, 534 F.3d 181 (2008), Mukasey v. ACLU, 129 S. Ct. 1032(2009).

²⁶ Children's Internet Protection Act, 20 U.S.C. § 9134 (2006); 47 U.S.C. § 254.

²⁷ United States v. American Library Association, Inc., 539 U.S. 194, 2003 U.S. LEXIS 4799 (2003).

²⁸ the PROTECTION OF CHILDREN FROM SEXUAL PREDATORS ACT OF 1998, 105 P.L. 314.

²⁹ 捜査官がインターネット上のコミュニティサイトに青少年を装ってアクセスし、青少年と知りつつ誘い出そうとする者を待ち合わせ場所で逮捕するという手法がとられている例がある。このような捜査手法が許されるかどうかについては、複数の裁判で争われている。例えば、合衆国対ヘルダー事件（United States v. Helder, 452 F.3d 751 (8th Cir. 2006).）では、対性犯罪者児童保護法における「青少年に対する誘引」は実際に相手が青少年である場合に限られ、お

とり捜査官に対する誘引行為はこれにあたらぬなどとして犯罪の成否が争われたが、本法の誘引は必ずしも現実の青少年を対象としている必要はないとして、犯罪の成立が認められている。

³⁰ the Providing Resources, Officers, and Technology to Eradicate Cyber Threats to Our Children Act of 2008, 110 P.L. 401.

³¹ U.S. Department of Justice: The National Strategy for Child Exploitation Prevention and Interdiction, a report to congress, April 2016.

³² 小向太郎「インターネット上の青少年犯罪被害対策の動向」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) 2011-EIP-53, 2011-09-08。

³³ 河合幹雄 (2004 年) 『安全神話崩壊のパラドックス』岩波書店。

³⁴ 内閣府「平成 28 年版 子ども・若者白書」<http://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h28honpen/index.html>. (2016 年 10 月 31 日アクセス)。